

質問回答書（７）

番号	仕様書 頁等	質問の内容	回 答
1	プロポーザル説明書 P.1 1業務の概要 (4)委託料の上限額	年度ごとに業務別の内訳をお示しいただけますでしょうか。 また内訳の金額を超過した場合も失格という理解でお間違いないでしょうか。	本市の想定している、それぞれの業務の年度別内訳は、令和7年8月28日公表の「質問回答書（２）４番回答」のとおりです。 また、見積書（様式9）について、年度ごとの合計金額及び業務ごとの合計金額が、それぞれプロポーザル説明書1(4)に示す「年度別の内訳」及び「業務別の内訳」の金額以内であれば失格にはなりません。
2	プロポーザル説明書 P.3 4応募資格確認申請書の提出 (1)提出書類 キ	統括責任者有資格者名簿（様式3）について、様式には複数名分の記入欄が設けられていますが、記載するのは一名分でよろしいでしょうか。	1名のみの記載でも差し支えありません。
3	プロポーザル説明書 P.4 6企画提案書の提出 (4)留意事項 オ	企画提案書の主文に応募者名や応募者が特定できる記載をしないのは副本のみという理解で間違いないでしょうか。 また、応募者が特定できる記載に受託実績は含みますでしょうか。含む場合は、ご契約自治体名を伏せて記載いたします。	前段について、副本のみでなく正本についても応募者名や応募者が特定できる記載をしないでください（正本の表紙については提案者名を記載（プロポーザル説明書6(4)エ参照））。 後段について、業務実績は特定できる記載には含まれません。また、業務実績は企画提案書とは別冊としてください（公募型プロポーザル提案書（様式5）の「（注意事項）」参照）。
4	プロポーザル説明書 P.5 9審査実施日及び審査結果 (1)審査概要 ウ	「オンラインでの出席者を除き4名以内」とありますが、オンラインでの出席者がいる場合、何名まで出席可能でしょうか。	オンラインでの出席者の人数指定はありません。 またオンラインでの出席者の発言も可能です。
5	プロポーザル説明書 P.5 9審査実施日及び審査結果 (1)審査概要 エ	「企画提案書の内容に沿った別資料をプロジェクター等に表示することは差し支えない」とありますが、この資料がある場合、事前に確認が必要でしょうか。また、その場合は、いつまでに提示する必要がありますでしょうか。	プロジェクターに投影する資料は、提案者が持参するパーソナルコンピューター等に格納の上、提案内容の説明開始前までに準備を完了して下さい（事前の確認は行いません。）。 また、内容を印刷した紙媒体の資料の配付はできません。 なお、プロジェクターに投影する資料についても、企画提案書と同様、社名やロゴが入っている等、応募者名や応募者が特定できる記載は行わないで下さい。

質問回答書（7）

番号	仕様書 頁等	質問の内容	回 答
6	仕様書 (案) P. 1 第1章 総則 3業 務内容 (1) 対象 業務 ②	補修・修繕業務（見積金額が1件当たり100万円未満の案件に限る）について、100万円を超える修繕についてはどのような処理になりますでしょうか。	見積金額が1件当たり100万円以上の案件については施設所管課が直接対応することになります。
7	仕様書 (案) P. 4 14 市内 事業者の 活用及び 支援 (1)	市内事業者の採用割合について、95%以上は必須項目でしょうか。もしくは努力義務でしょうか。	市内事業者の採用割合95%以上は必須となります。
8	仕様書 (案) P. 5 15 事業 者選定方 法 (2) 修繕工事 の場合 ②	契約予定金額が10万円以上400万円未満は2者以上での見積合わせという認識でよろしいでしょうか。 その場合、質問が重複いたしますが、100万円を超える修繕についてはどのような処理になりますでしょうか。	前段について、2社以上での見積の対象とする最低金額については、受託候補者の特定後、本市との業務内容に関する協議の中で検討していくことを想定しています。 後段については、6番に記載のとおり、見積金額が1件当たり100万円以上の案件については施設所管課が直接対応することになります。
9	仕様書 (案) P. 10	I - ①及び3年に1回の点検について、実施年度をご教示ください。	「応募資格確認申請書」提出の際に一覧を配付します。もしくは所定の申請書をご提出いただければ「応募資格確認申請書」提出の前に配付します。申請書は希望者に電子メールにてお送りします。
10	仕様書 (案) P. 12 I - ⑤ 家用電 気工作物 保守点検	その他「事故発生時の緊急出動は、休日、夜間に関わらず行うものとし、これに伴う経費は受託者の負担とする」について、緊急対応において外注を伴う調査が必要になるケースも考えられますが、この場合の費用負担はどのようになりますでしょうか。	外注を伴う調査が必要になった場合においては、外注対応に係る費用を本業務の保守点検等業務費で支出してください。
11	仕様書 (案) P. 15 II 遊具安全 点検	点検頻度「3年に1回」との記載について、遊具の法定点検は、都市公園法の改正により、年1回以上の定期点検が義務化されていますが、これとは別の点検という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本業務の対象施設においては都市公園法に該当する施設はありません。
12	仕様書 (案) P. 17 2 補修・修 繕業務 (3) その 他	表内「対象範囲」3行目「内製化の費用算定基準については、受託者との協議に基づいて定める」とありますが、修繕を外注ではなく、受託者が行った場合に、修繕費からの捻出が可能で、その見積額を協議するという認識でよろしいでしょうか。	「軽微な補修等」については受託者が内製化により行うもので、マネジメント業務費からの捻出となります。内製化の費用算定基準については、受託候補者の特定後、本市との業務内容に関する協議の中で検討していくことを想定しています。

質問回答書（７）

番号	仕様書 頁等	質問の内容	回 答
13	仕様書 (案) P18 3 不具合 通報等へ の対応 (4)	「メーカー作業員等の派遣に伴う費用は、 受託者の負担とする。」について、修繕費か らの負担という認識でよろしいでしょうか。	受託者が、設備に発生した不具合の原因特 定のためにメーカー作業員等の派遣をさせる 場合、その費用については、点検のみで完了 する場合は「保守点検等業務費」から、設備 機器の調整、部品交換等の修繕を伴う場合は 「補修・修繕業務費」から支出してくださ い。
14	仕様書 (案) P20 9 仮設、養 生	「受託者は、作業を行う際に使用する仮設 材、及び養生材等は、受託者の負担とす る。」について、定期点検以外で点検を必要 とする事案が発生し、外注をした場合も同様 に上記項目での修繕費としての計上はできな いとの認識でよろしいでしょうか。	この場合の点検に際しては、点検のみで完 了する場合は「保守点検等業務費」から、部 品交換等の修繕を伴う場合は「補修・修繕業 務費」からの支出を想定しています。
15	(別紙１) 対象施 設・業務 一覧	各施設の建設年(築年数)をご教示いただ けますでしょうか。	「応募資格確認申請書」提出の際に一覧を 配付します。もしくは所定の申請書をご提出 いただければ「応募資格確認申請書」提出の 前に配付します。申請書は希望者に電子メー ルにてお送りします。